

官民競争入札等監理委員会
入札監理小委員会
第8回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第8回 官民競争入札等監理委員会
入札監理小委員会 議事次第

日 時：平成19年1月15日（月） 14:10～15:40

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開 会
2. 実施要項素案の審議（科学技術研究調査）
3. その他
4. 閉 会

< 出席者 >

（委員）

樫谷主査、齊藤委員長代理、逢見委員、小林委員、佐藤専門委員、椿専門委員、原専門委員、廣松専門委員

（総務省）

飯島信也統計局統計調査部調査企画課長、清水誠経済統計課長

（事務局）

中藤官民競争入札等監理委員会事務局長、櫻井参事官、熊埜御堂参事官、野島参事官、徳山企画官、堀内企画官

○樫谷主査 それでは、少し定刻を過ぎましたけれども、第8回入札監理小委員会を始めさせていただきますと思います。

本日は、科学技術研究調査の実施要項案につきまして3回目の審議を行いたいと思います。

それでは、事務局より実施要項案のチェック状況と論点について、10分程度で御説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○徳山企画官 科学技術研究調査に関しましては12月、前回でございますけれども、サービスの質の設定ということにつきましてかなり突っ込んだ議論がございましたので、それに関しまして統計局さんと事務局の方で事前に協議をさせていただきました。その内容を「サービスの質」の設定についてというペーパー、今回は資料2としてお出しいただいていますけれども、こちらの方にまとめていただきました。その内容につきましては、統計局さんの方から御説明をいただければと思います。それが一番今回の重要な論点かと思いますが、その他の論点につきましては資料1の方に順に掲げておりますので御参考にしていただければと思います。

事務局の方からは、情報開示の部分につきまして12月の前回もお出しいただいたのですが、若干の修正点等もございましたので、その情報開示の部分のチェック状況につきまして別枠で御説明いたしたいと思います。

○事務局 それでは、御説明申し上げます。情報開示につきましては、従来の実施に要した経費、人員、施設及び設備、目的の達成の程度、従来の実施方法等という項目がありまして、順番に御説明申し上げます。

実施要項の21ページ、別紙3をご覧ください。まず、従来の人件費につきましては実施機関の人件費のうち委託する業務にかかる人数と時間の割合を算定し、これをベースに開示する人件費を算定しております。従来は物件費につきましては、委託する業務にかかる郵送経費など、受託者が負担する物件費を算定して計上しております。今回のケースでは、受託者は官の施設をそのまま使用するというのではなく、受託者自身が自前の施設を使用することになっておりますので、今回初めて減価償却費を計上しました。受託者が使用する自前の施設につきましては、購入して使用するものについては減価償却費として、リースとして使用するものにつきましては賃借料として物件費の一部に含めております。従来の実施に要した経費の概要は以上です。

続きまして、次のページの「従来の実施に要した人員」につきましては、人員数について委託する業務にかかる人員と時間の割合を算定し、これを人日という単位で開示しております。その計算の概要は、下に注記として開示しております。

続きまして、「従来の実施に要した施設及び設備」につきましては、委託する業務について従来から使用している施設及び設備というものをリストアップして開示しております。今回の業務におきましては受託者が自前で用意するという事になっておりますので、注記において事業を実施する際に必要となる施設及び設備を受託者において準備する必要が

ある旨を注記しております。

続きまして、このページの下半分になりますが、「従来の実施における目的の達成の程度」ということで、今回その質である回収率について督促回収率と、6月末日の基準日時点の回収率、そして全体の回収率というものを開示しております。

最後に、従来の実施方法につきましては、24ページ、25ページ、特に25ページのフロー図において受託者との業務分担関係及び、いつどのような業務を実施したかという時期的な要素を明確にしております。そして、回収率につきましては督促時期と回収率の関係の変化を24ページ下半分にあるグラフで開示しております。

情報開示につきましては以上です。

○樫谷主査 ありがとうございます。

それでは、総務省統計局から前回の審議を踏まえて修正した実施要項案の内容につきましての御説明をお願いしたいと思います。時間は20分程度で、できるだけ簡潔によろしくお願いします。

○飯島調査企画課長 それでは、実施要項案の修正後の説明の前に、前回一番大きな論点となって宿題となっておりますサービスの質の設定につきまして、本日資料2ということで出させていただきますので、まずこれにつきまして概要を説明させていただきます。

1番に「統計業務におけるサービスの質」ということで、いま一度(1)ということ、「統計調査事務の標準的流れ」をまとめてございますが、大きく四つの段階がございます。まず「調査の企画」の段階、どんな目的でどういう項目をどういう対象に調査するのか。その際に、どういうサンプリング設計を行うかといったような企画の事務がまずございます。

その後で「調査の実施」に入るわけですが、実際の調査票の送付、記入依頼、それから客体から質問があったときの照会の対応、回収といった事務でございます。

3番目として「集計」でございますが、集まってきた調査票を入力いたしまして、必要な符号格付けを行いながら、内容の審査、未記入・誤記入等の補正も含めて実施をする。

そして、最後に4番目は「公表」ということで、集計で得られた結果票の審査、それから得られたデータを分析・公表する。こういう四つの段階に分かれておりますけれども、今回の科学技術研究調査に関する民間開放におきましては、この中でⅡの「調査の実施」の部分をほとんど民間委託するというものでございまして、Ⅲの部分は統計センターが担当いたしまして、残りの部分は統計局が担当する。全体としてそういう流れになっております。

その中で一番ポイントになるのが「回収率」でございますが、回収された調査票、白紙のものは除きますけれども、その調査票に関して求められる数値でございまして、これはⅡの「調査の実施」の結果、得られるものでございます。

これに対して有効と判断された調査票に対して求められる数値、これは有効回収率とい

うことをございますけれども、これを指標として用いることも考えられるわけですが、これはⅢの「集計」の事務の結果、得られてくるものでもございますので、今回の民間委託におきましてはこの有効回収率を使わず、回収された調査票に関する回収率そのものを使う形がよろしいのではないかとございます。

3番目の「サービスの質」を見ていくポイントでございますが、次のページに簡単な票がございますけれども、記入状況の正確性とか標本の代表性、照会対応の適切性といったものが視点として考えられるわけですが、それぞれについてどのような形で指標が考えられるかということを整理いたしますと、記入状況の正確性につきましては照会対応の内容のモニタリングあるいは誤記入・未記入の率、標本の代表性という観点からは回収率、または照会対応の適切性ということでは調査対象者の満足度といったようなものがございませぬ。

このうち、Ⅱの作業段階で、標本の代表性については回収率ということで定量的な指標を設定することができるわけですが、それ以外のものにつきましては照会対応の内容のモニタリングということを確認するくらいで、括弧に書かれているものにつきましては現時点では十分な指標としては使えないというような状況でございます。

そういう中で、2番といたしまして「今回の実施要項におけるサービスの質」をどのように考えたらいいかということでもとめてございます。ここでは督促回収率、それから基準日時点の回収率、全体の回収率という三つの回収率を考えたらいかということでもとめてございます。

その2ページ後に「参考図」というものを付けてございます。この中でb)というのが督促回収率、a)というのが基準日時点の回収率、それから下に括弧でくくっておりますのが全体の回収率、6月末というのを一つの基準と考えまして、その前後で二つの回収率に分けております。

これはどういう考え方によるものかといいますと、また先ほどの説明の方に戻らせていただきますが、郵送調査の場合、最初に送ってからある一定の間は民間事業者の努力によらなくても一定の回収が見込まれるわけございまして、その部分を除いて民間事業者の努力で督促をし始めてからどれだけ回答が得られたか。まずこれが一番中心になる指標かと思われませぬ。それを督促回収率と考えまして、ここでは通常締切りの2週間前くらいから督促を行っているという状況でございますので、その督促が始まる前の6月末を一つの基準日といたしまして、それ以降、督促が行われ始めると考えられる6月末以降の回収率を督促回収率と考えたいと思っております。

その算式がございますけれども、分母の方が基準日時点での調査票の未提出者の数、分子の方が基準日から10月15日までの回収の数、これを督促回収率と考えたいと思っております。

それから、②は督促回収率ですけれども、この目標といたしましてはすべて100%を目標にしたいと思っております。これは次のページにございませぬとおり、統計法で指定統計

調査の調査対象者には調査に回答する義務があるということ、それからコスト削減のみならずサービスの質の向上というのも民間委託の意義であるということで、100%を目標にしたいと思っております。この100%に近付けるためのインセンティブあるいはディスインセンティブの付与の問題につきましては、19年度の実施状況を踏まえ、20年度に向けて検討してまいりたいと思っております。

19年度の目標は100%といたしますけれども、実際の評価は今までの実績値との比較により行うこととしたいと思っております。実績値と今回の回収率を比較して今回、民間委託の方が上回る場合は委託費はそのまま、うまくいった原因について統計局自ら分析を行う。逆に、民間委託の場合に実績値を下回るようなケースでは、委託費はそのままに今年度はいたしますけれども、若干ペナルティ的な措置といたしまして下回った原因を民間事業者分析、報告をしてもらうというような形です。

ただ、全体の回収率、トータルを通じた回収率実績を上回った場合はこの措置は課さないという形にしたいと思っております。

また、民間事業者の回収状況について適宜、実績値と比較しながらモニタリングを行いまして進捗状況も確認していきたいと思っております。

(2)が「基準日時点の回収率」です。これは調査票を送ってから大体、自然に集まってくる回収率でございますが、これも最初に注意喚起をどういう形で行ったかに若干影響いたしますので、これも見る。

(3)として「全体の回収率」です。これもサービスの質、全体の指標ということで今回見る形にしたいと思っております。この全体の回収率の目標も、3区分すべてについて100%としたいと考えております。一番中心になって見る指標としては、最初の督促回収率を中心に見てまいりたいと思っております。

そういうような考えの下で入札実施要項の案でございますか、お手元の資料の後ろの方に付いているかと思えます。前回から変更のあった部分を中心に御説明させていただきたいと思えますが、若干文言の表現ぶりの修正などがございます。例えば、統計局が契約主体となって民間事業者等に契約を行うというような形になっておりましたけれども、冒頭の2つ目のパラグラフですが、「なお、従来、調査は国（総務省統計局）から調査客体に対して」と書いてございますが、基本的には国と民間事業者という書きぶりで今回整理し直しております。

次に、変わったところは4ページでございます。4ページの下3分の1くらいのウというところに「業務に伴う作成書類」とございます。前回は、調査客体からの照会については毎日報告をというような形で案を提示させていただきましたけれども、ほかの報告事項と同様に週1回の報告に変えさせていただきたいと思っております。

それから5ページでございますが、「業務に当たり確保されるべき質」ということで、これは今、申しましたように三つの指標としてイの下に「(ア)督促回収率」、「(イ)基準日時点の回収率」、「(ウ)全体の回収率」と三つ掲げまして、特に(ア)の「督促

回収率」につきまして、目標は100%とする。ただ、各カテゴリーについて17年度の実績値である以下の数値を下回った場合、民間事業者は事業報告書において実績値を下回った原因について分析、報告をする。ただし、(ウ)も全体の回収率が実績値を上回った場合はこれを必要としないということで、その下に実績値といたしまして大学等、非営利団体・公的機関、企業等と、三つについて数字を掲載してございます。

あとは、変更点で主なものを御紹介させていただきますと、8ページの真ん中辺の(カ)の「セキュリティ対策」のところですか。前回の案では、「執務室の」入退室管理とございましたが、「本業務を行う場所において」という表現で、より明確化する形で修正をしております。

それから、11ページでございますが、7の「(1)報告について」です。これにつきましても、先ほどのようにすべての報告事項は毎日ということがなくなりまして、すべて週1回という形にしましたので、それに伴います修正と、それから(イ)の「督促を行った調査客体のリスト」は前回抜けておりましたので、これも付けさせていただきます。

それから14ページでございますけれども、「契約により民間事業者が負うべき責任」につきましては損害賠償の指針について書きぶりを全面的に改める形で整理をしております。

それから9番の「実績評価」のところでございますが、これにつきましては「(2)調査の実施方法」で2行目以降のところを追加いたしまして、より具体的にどういう形で調査をするかということがわかるような形に修正をしております。

10番の「その他実施に関し必要な事項」でございますけれども、この中で(3)と(6)の「実施状況等の官民競争入札等監理委員会への報告」、この二つが前回案で抜けておりましたので、これは必要な項目ということで今回入れさせていただきます。

また、最後の(7)の「国の監督体制」でございますが、これも書きぶりを整理して若干表現を修正しております。

それから、その後ろの方の別紙2でございます。ここに評価項目、評価基準、それからそれぞれについて若干備考書きをしておりますけれども、この中の番号でいきますと2番、3番、4番というところの備考に具体的に説明を追加しております。また、9番、それから17番、18番、この辺りにも説明を追加しております。

以上が、主な変更点でございます。よろしくお願いいたします。

○樫谷主査 ありがとうございます。

それでは、御意見、御質問のある委員は自由に発言していただきたいと思います。なお、質疑の時間は15時20分くらいまでということなので結構時間があります。よろしくお願いいたします。

何かございますか。それぞれお答えをいただいているようではあるのですが。

○廣松専門委員 サービスの質の設定に関して詳しく配慮を加えていただけてかなりよくなったと思います。確認ですが、具体的に19年の入札を行うときの基準日時点の回収率と

というのは、この票でいくと 13%、33%、30%ということによろしいでしょうか。いただいた資料でいきますと 7 ページです。それが基準日時点にいわば自然に集まってきたもので、目標の 100%を達成するために、その差をどうやって督促ということで埋められるか、それをサービスの質と考えるということによろしいのでしょうか。

○飯島調査企画課長 はい。

○廣松専門委員 わかりました。当然、結果として 100%まで集まるかどうか、そこは実際にやってみないとわからないことですから、それを今回は 6 月末から 10 月 15 日までの向上率で測るということですね。前回の単に実績値の指標を用いるものに比べると、大変改善されてよくなっていると思います。特に今日、恐らく一番ポイントになると思われる点に関しては、私は今回の修正でよくできているのではないかと思います。

○樫谷主査 では、そのほかに、小林委員どうぞ。

○小林委員 今のことに関連して、この回収率というものが基準日と、時点を区切っているのではないですか。その区切っているときの回収率というものが、統計センターの方の集計業務に与えるインパクトというか、その影響度、つまり締切りまでに回答して下さった率が多ければ、その集計業務のプロセスが改善されるといいますか、効率的に行われるのか。回収の段階によって受ける影響というのはどういうものなのかということをお教えいただけますか。

○飯島調査企画課長 御指摘のように、統計センターの集計業務の方は集まった調査票から順次データを入れて、また内容、検査等をしてまいりますので、早く集まった方が集計の方にもプラスには働くかと思えます。

ただ、最終的な結果精度を得るという観点で言えば、最終的な回収率がどうなるかが一番大きなポイントになるかと思えます。

○小林委員 私は御説明を聞いたのかもしれないのですが、もう一点確認したいのは、10 月 15 日というのが最終といいますか、そこまでで切るといいますか、もっと前倒しをすとかというようなことはあり得ないんですか。今時点ではなくて、可能性として業務の進行上の効率化という点で考えて、前倒しというのは将来的に考えられないのでしょうか。

○飯島調査企画課長 それは考えられるかと思えます。別紙 3 にあるようなグラフの形で調査票は集まってまいりますけれども、これがもう少し早目に上の方まで近付いてくれば集計も早く完了いたしますし、それが公表の早期化にもつながることは考えられるかと思えます。精度をどこまで確保するかということと、公表をどこまで早くするか。その二つの兼ね合いになってこようかと思えます。

○小林委員 改善していただいた案で大変よくなったと思うんですけども、この業務の切り出し方というのが回収業務ということなので、その回収業務と集計業務との連携といえますか、それがうまくいくようにある意味インセンティブを付けた方がよろしいのではないかという気がするんです。

だから、最初の方で例えば6月末までには民間のノウハウで、この時点で督促をすればもう少し7月1日の締切りまでに回収率が上がるというような工夫があるのであれば、それは非常によいことでどんどん取り入れていただきたいわけで、督促の仕方というものについて民間の創意工夫を生かす余地があるのであれば、もうちょっと基準日といいますか、7月1日までにどのぐらい回収率を上げたか、そこに努力が払われたかどうかというところを多く見て、この別紙3のカーブがなるべく早期のところに戻り回収率が上がるような、そういったところを目標といいますか、ターゲットにして提案をいただく方が非常に有効なのではないかと思いました。10月15日というのはこれで決まっていると看做しても、回収がなるべく早期に行われるといった観点でもう少し必要なのではないかというのが私の感想です。

○樫谷主査 よろしいですか。

○飯島調査企画課長 御指摘のように、やはり民間の創意工夫で、別に6月末以降でないと督促できないということではございませんので、できるだけ工夫をしていただいて早くというのはよいことだと思いますし、どういう形でそれをきちんと正当に評価していくかというのは更に今後の検討として考えてまいりたいと思っています。

○樫谷主査 そうすると、今回については6月末までは督促はしない。督促なり、電話をかけたりはしないというふうに理解してよろしいんですね。

○飯島調査企画課長 今回もその辺は自由に。

ただ、評価の仕方といたしましては7月1日以降のところの回収率になってまいります。

○樫谷主査 その回収率を上げるためには、極端に言えば基準日というのは少ない方がいいわけですね。だから、ここでずっと上がってしまうとその差がより小さくなるので、今回は6月末までは黙っておいて7月1日からやり始めるというのが督促回収率を上げるための方策になるはずですね。

ここで、極端に言えば非常にうまく行って、70とか80になってしまうとあとはわずかしかなくなってしまいますので、この回収率の別紙3から言うとこれがずっと前倒しされてしまうとあまりポイントにならないような、なってもならなくても結局方針には変わりがないのでいいかということもあるのですが、回収率を目標とする以上はそうならないんじゃないかと思うんですが。

○小林委員 そうですね。私の個人的な考えでは、望ましいのは今、あまりペナルティは付けないですね。インセンティブとかという部分は付けないじゃないですか。ですから、後の集計業務との関係で、非常に効率的に仕事ができたとするところの評価をもう少ししてもいいんじゃないかということなんです。形式的にここまでこうだったからというような評価ではなくて、もう一つ後ろの業務との関係で効果的に回収業務が行われたという評価の仕方はあるのではないかとことです。

○廣松専門委員 その点は調査時点とも絡むと思います。これまでの経緯を見ていると、この調査は企業に質問表を送って回答していただくのですが、経理関係のデータに関して

は株主総会が終わらないとなかなか公表できないという対応が多い。したがって、6月に株主総会が集中している現状で言いますと、6月までにかなり集まるといのはちょっと考えにくいような状況にあります。

○小林委員 その点は、例えば別紙3の1の①の注記事項のところ、企業等は30%で大学等は約13%なんですね。最終的には大学等は100%になっているということもあると思うので、その辺はいかがなんでしょうか。

例えば①と②のところ、7月15日時点という、大学はここで71%と上がっているんですね。ということは、もう少し先にやっておけばもう少しというような、そういう解釈ができるかなと、私としてはちょっと思いました。

○樫谷主査 前倒しにした方が効率的に入力業務ができるということですから、そのための創意工夫が少しあったらいいと思います。

他に何かありますか。

○原専門委員 恐らく督促が最大の民間の知恵の出どころになると思うのですが、ノベルティの禁止という部分の一つあるものの、そのほかは特に自由でいいですよという解釈で、やるかやらないかは別ですけども、例えば訪問するとか、かなり頻度高くコールする。下手をすればクレームにつながることもあるので、やるかどうかはわからないんですが、基本は自由にやってもらおうということでもよろしいわけでしょうか。

○飯島調査企画課長 訪問あるいは頻繁な督促電話は構わないんですけども、この業務の中では調査票を訪問してもらってくるというのはやらないという想定で考えております。

○原専門委員 大体調査するとき回収率を上げようと思うと、最初にまず送るものが到着したくらいのときに1回コールをして、こういうものがいきますからよろしくというようなことはすごく効く方法なんですけど、そういうものもありと考えてよろしいわけですか。どの時点からでもそういう接触ありと。それについては、ちゃんとそういうリストもその時点から渡せるということでもよろしいわけでしょうか。

○小澤統計専門官 基本的には、実施要項の5ページの「基準日時点の回収率」というところの中にも書いてございますけれども、調査客体に対しまして基準日の前の状態でも調査票の提出に関する注意喚起を電話、はがきによって行っていただきたい。これが創意工夫という観点で行っていただきたいものでございます。

○原専門委員 それでもよろしいわけですね。

○小澤統計専門官 ですので、その辺は別に縛りをかけているわけではございませんので、自由にやっていただければということでもございます。

○原専門委員 そのときは、送付時点からちゃんと送付リストみたいなものは民間の方にも提出されているということになるわけですね。

○小澤統計専門官 まず事業者全体のリストですね。それで、前の方に業務の中で書いてございますけれども、私どもの方からも提出状況については1週間ごとにきちんと情報をお渡しする。それで、自分たちの判断でやり方を工夫していただくという形になってござ

います。

○原専門委員 わかりました。

○樫谷主査 目標が統計法の趣旨を踏まえて、ちょっと趣旨がわからないので言っているのですが、督促回収率 100%を目標とすると書いてあって、大学とか非営利関係はほぼ 100%になっていますのでこれはこれでいいと思うんですが、企業は 70 とか 80 なわけですね。100%目標にするのは当然いいと思うんですが、100 になればなるほどすごいコストがかかるんですね。80 くらいでやめておこうかというコストは減ってくるわけですが、100 まで上げようとする 99 から 100 に上げたらものすごいコストがかかって、それこそ今、言ったように取りにいかないといけないというようなことになるので、我々企業で言うと達成可能なものが目標であって、どう考えても難しいものを目標にしても、これは目標とは言わないと思うんです。

ただ、100%にならないと統計の意味がないというのであれば、それは当然お金をかけてでも 100%にしなければいけないのですが、70 でも偏りとかいろいろありますから、一概に 70 ではだめだとかいいとか言わないのかもわかりませんが、その辺は本当に 100 を達成しなければいけない目標なのか。そこまでいなくても 70、80 あれば常識で見ると十分と考えるのか。それは、民間で言うとコストのかけ方が相当違ってくるのではないかなと思うので、その辺はどのように理解すればよろしいのでしょうか。

○飯島調査企画課長 指定統計ということもございまして、私どもがやっていく中でも目標は 100 で、全部集めるつもりでいろいろ仕事に当たっているわけですが、現実としては今までも例えば督促回収率ですと別紙 3 にありますように企業では 7 割強といったところでもございまして、現実問題として 100 が難しいというのは我々の方もそういう考えではおりますので、今回もディスインセンティブという金銭的なものではございませんが、若干従来の実績値を下回った場合にはどうしてそうなったかということを経業者の方にレポートしていただくというような形で、逆に言えば従来の実績値を上回った場合には特にそういったものも必要ないというふうに考えております。

○樫谷主査 そうしたことだと思うんですが、民間に 100 を目標にせよと言うと馬車馬のように走り出るわけです。そうすると、そこまで思う人はいないかも知れませんが、徹底的に 100 まで回収しなければいけないと思うとすごいコストがかかってしまう。

その辺のところ、常識的な達成可能な目標でなければいけないというふうに私などは考えますので、その 100 というのはそのとおりで、100 でなければいけないということだと思うんですが、現実可能な目標達成を上げないと、民間としてどういうふうにこの目標を理解すればいいのか。要するに、単なるお飾りなんだと、さらっと右から左に通していい話なのか、それとも真剣に 100 にしなければいけない話なのか。そういうふうに考えたときには、それほどでもないというふうに理解してよろしいですか。

○飯島調査企画課長 御指摘のとおり、100 に近付けば近付けるほど相当なコストで、それでも実現は難しいということもございまして、この要項上も 5 ページ辺りに実績値を

督促回収率の項で入れてございますので、この辺を見ていただきながら民間の方で事業に当たっていただき、事務に当たってもらうという形を想定しております。

○斉藤委員長代理 御指摘はそうだと思いますが、これは統計なので、それこそ今、廣松先生などがおっしゃっていたように、ある程度の母集団を確保しないことには統計の正確性というのはないでしょうから、そのときに70くらいでもいいんだとか、そういうことではなくて、100を目標にして丁寧な説明が必要でしょう。統計作業というものに、応募してくる人もそういうものに慣れているのかもしれませんが、当然ある程度の数字がないと統計としての正確性がブレてしまうということで、こちらが求める趣旨というのはしっかり伝える。だから、商業としての数字の問題と、統計という一つのまさしく目的とのバランスが非常に大事なところで、これこそ私は官の仕事だと思いますが、そこもしっかり説明を行うということが一つ必要だろうと思うんです。

それで、戻って悪いんですけれども、最初の御質問の、この形で提案すれば当然私が商人として応募したら6月15日まで私は何もしない。できるだけ数字が落ちるといふか、こないということを期待する。それからダッシュして10月に向かって回収する。しかし、それはそれでいいと私は思うんです。それがいけないとか何とかというよりも、現実に我々委員は回収率をどうするんだということを統計局の皆さんにお尋ねしたわけで、それに対するお答えを今日はもらったわけで、どこかでそれは切り方を決めないと現実のビジネスとしてはできないと思うんです。

どこから先が回収率であって、どこまでが自然数であるというものをちゃんとしてあげないと、早くやった人に何か御褒美がいただけるような制度ならば別ですけれども、一応回収率で評価しましょうといった以上は、これはビジネスですから6月15日ならば15日あるいはそれはいつでもいいんですが、そこまでが自然数で、そこからは回収率で評価するよと決めたら、ビジネスを受ける人はそこまでは多分何もしない。それまでに一生懸命やる人は多分私はいないと思いますけれども、それはそれで私はしようがないと思います。

○樫谷主査 ほかによろしいですか。

そのほか、満足度とか誤記入・未記入などについてもいろいろな御見解がありまして、現状では統計はそういうデータを取っていないというふうに理解してよろしいでしょうか。

○飯島調査企画課長 現状ではそういったデータは取れていないんですけれども、やはりそういった指標で見えていくことも必要だろうと考えておりますので、20年度以降に向けて19年度に何らかの方法でデータを得ていくということも考えて、できるだけこういった別な指標も含めて利用できるように工夫をしてまいりたいと思っております。

○樫谷主査 次の課題であると理解してよろしいんですね。今回はそういうこともある程度、表面的ではないけれども、評価の指標ではないけれども、ある程度データとして取っていただくというふうに理解してよろしいですね。

樫谷主査、どうぞ。

○樫谷主査 満足度指標などを今回特にとりよるよりは、この種の活動というのは非常に

今後も出てくると思うので活用していただくのはよろしいことかと思えます。特に先ほどから議論になっているようですけれども、もともと調査期間は7月15日までであって、それより非常に早い段階で強引な督促をかけるということは、一般的には被調査者の満足度を下げる。自分としては期間内に出していたつもりなのというようなことで下げる要因になる可能性もあるわけで、恐らく今回仮説として6月15日辺りの以前と以降とでその種の満足度ということを観点にすれば、6月15日辺りを第1時点として設定されたと思うんですけれども、基本的にどの辺りからの督促が本来あるべき姿かということは、実際に調査を受けられた方々の感触を探っておく必要があるかと思うので、更に管理指標自体の質を第一歩から上げていくためにもそういう活動は非常に充実させていただいて、今後どういう管理指標が最適かというようなことをつかんでいただければと思う次第です。

○樫谷主査 小林委員、どうぞ。

○小林委員 督促という言葉は私のイメージとして今、強引なというお言葉があったのですけれども、そうではなくて確認とか、そういうようなことも含んでいるという解釈をしてよろしいのですか。意味として、普通にどうなんですか。

○飯島調査企画課長 いろいろなやり方はあると思いますので、締切り前でしたら督促というよりはリマインドに近い形のお知らせになろうかと思えますけれども、忘れておられるケースもあるということ想定して、その辺の言いぶりあるいは文章の書きぶりは工夫次第でいろいろできるのではないかと考えております。

○樫谷主査 今回は極めて、あるいは限定された御説明をいただいた大きな標準的な流れの中で調査の実施の中のまた一部ということですね。これは調査の実施全体、送付から回収までについては次回にも御検討いただける。また、集計についてもセンターとの絡みがあるでしょうけれども、御検討いただけるというような御理解でよろしいのでしょうか。

○飯島調査企画課長 そうすることで考えてまいりたいと思います。

○樫谷主査 あとは、実際にかかった経費を提出してもらうという書き方になっていますが、この提出された経費というのは公表したり何か情報開示というんでしょうか、情報公開制度の中でそういう情報というのは開示されるものなんですか。それとも、もう開示しないという性格のものなんですか。

何を言いたいかと言いますと、要するに100というコストがかかりましたという報告をするわけですね。入札価格が70、80の場合と、それから150、200の場合と二つ考え、もちろんぴったりということも考えられますね。そう思うんですが、常にずっと下回っていたようなときにどういうふうに理解したらいいのか。特に今、不正競争というんでしょうか。常に安い価格を取っていくということについてコストよりも不正競争等の問題はないのか。その辺はどうなんですか。

開示したからといってそれがわかるだけの話で、開示しなければわからないということなのかもわかりませんが、その辺はどういうふうに見ればいいのか。実費をもらいました。ところが、常にずっと入札価格が下回っているというのはどういうふうに理解したらいい

のか。これはこの話だけではなくて全体の話ではあるんですけども。

○飯島調査企画課長 実際の入札価格とかがかったコストとの関係がどうなるのかは我々の方も今、見込みがわからないものですから、実際にかかったコストの中身をよく精査しながら、もし検討が必要であれば、その数字が出たところで十分に見ていくしかないと考えております。

○徳山企画官 その問題に関しましては不当廉売といったような話かと思えます。以前から主査の方から宿題をいただいている点で、事務局でも実はいろいろ勉強中のございまして、まだまとまった形で御報告できることはないんですけども、現段階で申し上げられる範囲でお答えしたいと思います。

○事務局 公共サービス改革法を作成するときその点につきましても公正取引委員会さんの方に確認をさせていただいております。低価格での落札があった場合、不当廉売といえますか、独禁法とか、そういったものに反することになるのではないかということを確認しました。それにつきましては、公正取引委員会さんの方から入札という形でその入札ごとに価格を決めるので、いきなり最初に1回低価格の入札があったからと言って、それが市場を独占するとか不当廉売に該当するということではないと考えている。

ただ、不当廉売ということについては非常にケースがまれで、入札に関してもあらかじめこういうことだというようなルールをつくることは考えていない。ケース・バイ・ケースといえますか、その都度、判定をしていくということと考えているという回答をいただいております。

特に市場化テスト、本件に関しましては入札を行うということで、その都度価格が決定されるということなので、確かに低価格で入札が行われるということについての弊害はあるんだろうけれども、その度に入札をするということで、非常に低価格での市場支配ということは現実的ではないのではないかというような回答をいただいております。

いずれにしても、公正取引委員会として事前にルールを決めてしまうと、逆に手を縛るようなことになってしまうので、状況に応じてケース・バイ・ケースでその実態を把握して、問題があれば調査を行うということではないかという回答をいただいております。

○斉藤委員長代理 私は、こういうふう思うんです。これは、官民競争入札で官が1円で入れたら問題だと思います。だけど、民が1円で入れてきたら、では民はなぜそういうことをするかというと、自分たちは国の仕事をしているよということを他の商いに使いたいわけです。だから、御案内のように、昔、間組が皇室の家を建てるときに1円で入札しましたね。それで、落札したわけです。公取は何も動きませんでした。それで、彼らは何を言ったかというと、自分たちは皇室をつくっているということでほかのオーダーを取ったわけです。

だから、民間が1円とかで入れてくるときは、これをずっとやっていたら赤字で引っ繰り返ってしまうわけですから、そこは彼らがこの民間開放制度をどう使うかというところをひとつモニターするということが大事でしょう。低廉入札によって質が悪化するという

ことをしっかり追求されると民間は続けられないはずです。

これを逆に官がやると、そんなことを言うといけないのですが、予算がどこからか出てきて自分は1円で落としているけれども、実際は費用がかかるものの、その痛みが実際には国民に転嫁されて自分では感じないという事になりますので、これは問題なんです。

だけど、民民でやっていて1円で落としてというと、それは続けられない。私は、そこはよほど変な経営者でない限り、低廉入札を続けるということはできないんじゃないかと思えます。

○樫谷主査 いずれにしても情報公開されるということは、コストが次のときの業務支障になり得る可能性もあるので、それはどういうふうに考えればいいのか。不当廉売の場合と、コストを全部オープンにしてしまうわけですから、こちらの懐までわかってしまうんですね。そうすると、その競争会社が当然それを見てきますので、それをどういうふうに理解したらいいのかということで、取る必要はあるのかもわかりませんが、情報公開との絡みで見せてはいけないのか、見せていいのか。それは役所が決められることではなくて、審査会があって審査会が決めるのかもわかりませんが、その辺を念頭にさせていただければと思います。

○斉藤委員長代理 どんどん安くなればいいんじゃないですか。

○樫谷主査 そうですけれども、実際にはひどいものの中にはあって、最終的に変なものが入ってくると困るということです。市場に任せればいいのかということですか。

○椿専門委員 別件で、既にこれも議論があったかもしれませんが、今回金品の授受の禁止、ノベルティの禁止ということで、これは今回に関してやむを得ないものと考えられるんですが、一般的に回収率を上げるためにこの種の金品の授受ができない場合、例えば情報誌とか小冊子とか、もらって喜ばないものはだめなんですけれども、もらって喜ぶような情報のようなものを出すというのはごく一般的に行われているのではないかと思うんです。

もちろんそれはある種の一定の価値を持つようなものになるわけですが、例えば今回の業者さんがその種の創意工夫をして回収率を上げるということに関しては全く問題がないと考えてよろしいでしょうか。ある種の督促を行ったり回収してくださった方に対してのお礼状の中にその種の情動的なものが入っていたり、そういうようなものは全く問題ないということですか。

○飯島調査企画課長 その督促の依頼状の中にそういう情報を入れることもあり得ると思えますし、また礼状の中でそういう情報提供をするというのは、創意工夫の中でしていただいて構わないと思えます。

○樫谷主査 よろしいでしょうか。

それでは、時間になりましたので終わりたいと思います。他に特段の御意見がなければ科学技術調査研究についての審議はここまでとしたいと思います。この実施要項につきまして、これまで3回にわたって御審議いただきましたけれども、本日までの審議を踏まえ

まして事務局から今後に向けてこの場で整理すべき事項がありましたら御発言願いたいと思います。

○徳山企画官 一応主要な論点は出尽くしたということございまして、今後手続的な話になりますと、正式に付議いただいて監理委員会の方でそれを承認するといった手続になろうかと思えます。

ただし、この議論の過程の中で、あるいは事務局との折衝において双方で確認したことが幾つかございましたので、それを付議に当たりましても念のため確認しておくというのがこれまでのやり方でございますので、今回もそれを踏襲したいとは考えております。

その点に関しまして申し上げますと、今回対象事業の範囲ということがある意味で十分でなかったといった御意見が強く、またその点は統計局さんの方もお認めになっているところで、将来的には検討したいという御発言もいただいておりますので、その点をまず確認したいということ。

それから、サービスの質の指標の設定ということに関しまして、今回、回収率ということとを正確に測るべくいろいろ工夫されたところでございますが、そのほか例えば誤記入率・未記入率の話でありますとか、ユーザー満足度の話でありますとか、それを今回も試行的に実施していただくという御発言がございました。これは将来の導入を念頭に置いてということございましたので、この誤記入率・未記入率及び満足度の件に関しましても、改めて双方で確認した上でまた付議という手続を進めていくべきだろうと思えます。

以上に関しまして、事務局と統計局さんの方で若干お時間をいただいて調整をしたいと考えておりますが、それでよろしゅうございますか。

○樫谷主査 事務局の説明につきまして、統計局の方から何か御意見がございますか。

○飯島調査企画課長 今のお話のとおり御相談させていただきたいと思えます。

○樫谷主査 ありがとうございます。

それでは、この実施要項案につきましては本日で小委員会の審議は終了することとして、改めて小委員会を開催することは行わずに、取りまとめにつきましては主査に一任ということにさせていただけたらということで、よろしく願いいたします。

総務省統計局との調整において疑義が生じた場合には各委員にメールなどでお知らせをし、適宜意見交換を行いながら取りまとめを進めてまいりたいと思えますので、よろしく願いいたします。

ほかに事務局でこの場から御報告する事項がありましたら、どうぞよろしく願いします。ありませんか。

それでは、本日はどうもありがとうございました。